

■ 第 3 種禁止地域基準抜粋 ■

【 自己の敷地に建植するもの 】

□第 3 種禁止地域□

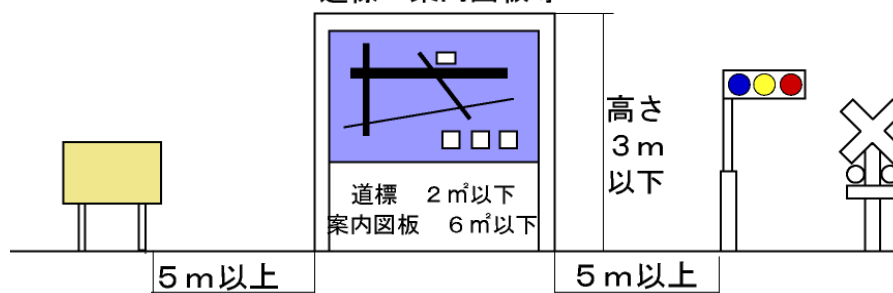
区 分	第 3 種禁止地域
表示面積	総量規制内とすること (P8 参照)
数 量	2 基以下
地上からの高さ	10m 以下
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 彩度の高い色の数は、2 色以下とすること ・ 地色に彩度の高い色を使用するばあいには、当該地色部分の面積を当該地色部分の存する表示面の面積の 1 / 2 以下とすること。ただし、色数が 3 色以下の場合は、この限りではない。
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネオンサイン等を使用しないこと。ただし、建築物を利用するネオンサイン等 (ネオン管の露出しているネオンサインを除く) については、この限りではない。 ・ 光源の点滅がないものとする。

【 自己の敷地外に建植するもの 】 (道標・案内図板等)

□第 3 種禁止地域□

区 分	案内図板	説明板	道 標	その他
1 方向の表示面積 (広告塔は 2 方向の表示面積の合計)	6 m ² 以下	4 m ² 以下	2 m ² 以下	6 m ² 以下
上端の地上からの高さ	3m 以下			
広告物等の相互間の距離	5m 以上			
表 示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5m 以上とする			
色 彩	(a) 彩度の高い色の色数は、2 色以下とする (b) 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合は 1/2 以下 (色数が 2 色以下の場合を除く)			
その他の表示方法	(a) 当該寄贈社名等表示部分の表示面の面積に対する割合 1/5 以下 (b) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする			

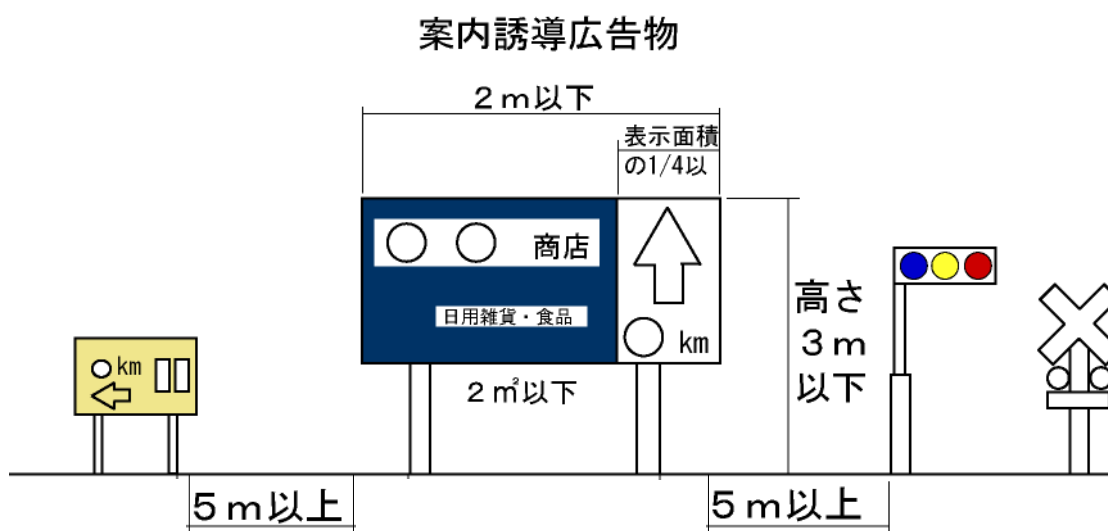
道標・案内図板等



【 自己の敷地外に建植するもの 】(案内誘導)

□第3種禁止地域□

区分	案内誘導等
表示面積	1方向2㎡以下(広告塔は2方向の表示面積の合計とする)
横の長さ	2m以下
地上からの高さ	3m以下
誘導距離	施設から10km以下
広告物等の相互間の距離	5m以上
表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5m以上とする
色彩	(a) 彩度の高い色の色数は、2色以下とする (b) 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が2色以下の場合を除く)とする
その他の表示方法	(a) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の事項とする (b) 方向、距離等の誘導にかかる表示面の面積に対する割合1/4以上とする (c) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする



【 自己の敷地外に建植するもの 】（集合案内誘導）

□第3種禁止地域□

区分	集合案内誘導
表示面積	1方向の表示面積の合計は8㎡以下とし、かつ、1施設誘導案内の1方向の表示面積は1㎡以下とする
横の長さ	2m以下
地上からの高さ	5m以下
誘導距離	施設から10km以下
広告物等の相互間の距離	5m以上
表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5m以上とする
色彩	(a) 彩度の高い色の色数は、2色以下とする (b) 彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）とする
その他の表示方法	(a) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要最小限の事項とする (b) 方向、距離等の誘導にかかる表示面の面積に対する割合1/4以上とする (c) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものとする (d) 形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

集合案内誘導看板の掲出にあたっては、必ず事前に市役所担当課までご相談願います。

集合案内誘導広告物

